

## 鉄道運賃の改定に伴う乗車券の過渡的取扱いについて

運賃改定前に発売し、かつ、運賃改定後も有効となる乗車券については、次のとおりお取扱いいたします。

### 1. 対象路線

常総線および竜ヶ崎線

### 2. 適用運賃について

9月30日最終列車発売分まで (10月1日以降に有効開始となるものを含む)	⇒現行運賃(以下 旧運賃という)
10月1日始発 発売分から	⇒改定運賃(以下 新運賃という)

### 3. 乗車券の効力について

- (1) 旧運賃にて発売した定期券・回数券等は、有効期間の終了まではそのまま効力を有効とする。
- (2) 10月1日以降有効開始となる乗車券を9月30日までに前売りしたものについては 旧運賃のまま効力を有効とする。
- (3) 団体券等の乗車変更の場合、9月30日より前に発売したものについては、旧運賃による変更とする。

### 4. 運賃改定後の払いもどしについて

旧運賃で発売したもの	⇒旧運賃により計算
新運賃で発売したもの	⇒新運賃により計算

### 5. お問い合わせ先

- (1) 駅係員
- (2) 鉄道部業務課【平日】8:30~17:30 (TEL: 0297-21-6991)